

第17回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 午前9時30分から10時12分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎	
	3番	高田 真盛	4番	黒木 りか	
	5番	小山 幸良	6番	中之藪 堅二郎	
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久	
	10番	上山 幸夫			

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	小脇 尚武

4. 欠席委員

農業委員	9番	中島 一三
------	----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

ホ.	崎田 善昭	ヘ.	片板 大作
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第17号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第8号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号9番 中畠一三委員。
農地利用最適化推進委員 崎田善昭推進委員、片板大作推進委員、雨田俊哉推進委員、原田晃生推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 議長 ただ今から、第17回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号2番 砂坂浩一郎委員、3番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第17号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局、牛野農地集積支援員。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、「農用地利用集積計画（案）の承認について」です。
令和6年12月27日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 2件）を定めたいので承認を求めるものです。
資料の3ページをお開きください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は、令和6年12月27日。始期が、令和7年1月1日で、終期を令和11年12月31日の存続期間を5年とする再設定の2件です。田が3筆、●●㎡。畑が1筆の●●㎡。地積合計は4筆で●●㎡となります。
資料4ページをお開きください。計画内訳書です。
整理番号1番、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・64歳。利用権の設定を受ける者が、南種子町○○××番地 B・74歳。経営面積は、●●㎡です。土地の所在は、○○字▽▽××番で、地目は畑、地積は●●㎡で、さとうきび・牧草を作付けします。権利の種類は、賃借権。賃借料は、10アール当り○○円の口座振込、期間が5年の再設定となります。

図面は5ページに添付しております。詳細な土地の所在等は、タブレットの方で確認をお願いします。

整理番号2番、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・76歳。利用権の設定を受ける者が、南種子町〇〇××番地 D・64歳。

経営面積は、●●㎡です。土地の所在は、〇〇字▽▽××番ほか2筆で、地目が田の3筆、地積合計は、●●㎡で水稻を作付け、権利の種類は、賃借権。賃借料は、1年・〇〇円相当の玄米を現物渡しです。期間が5年の再設定となります。

図面は6ページから9ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号 農用地利用集積計画（案）賃借権2件について承認を求めます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第8号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。

議案説明の前に、整理番号4番、5番、6番、7番において6番委員が、議事参与の制限に該当します。

6番委員の退席を求めます。

（6番委員、退席）

議長 議案第2号の整理番号4番、5番、6番、7番を議題にします。事務局より整理番号4番、5番、6番、7番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の14ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、整理番号4番から7番をご説明いたします。

整理番号4番、南種子町〇〇××番地、E・48歳から公益財団法人鹿児島

島県地域振興公社を通じ、F・63歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか5筆、地目はすべて田、面積は6筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は24ページから添付しております。

整理番号5番、鹿児島市〇〇番××号、G・97歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・63歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか6筆、地目はすべて田、面積は7筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は27ページから添付しております。

整理番号6番、南種子町〇〇××番地、H・54歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・63歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか2筆、地目はすべて田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は29ページに添付しております。

15ページをご覧ください。

整理番号7番、南種子町〇〇××番地、I・45歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・63歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか7筆、地目はすべて田、面積は8筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は30ページから添付しております。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号整理番号4番、5番、6番、7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号4番、5番、6番、7番については、原案のとおり決定いたしました。

6番委員の入場を求めます。

(6番委員、着席)

議長 それでは引き続き議案第2号整理番号4番、5番、6番、7番以外を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の整理番号1番、2番、3番、8番から12番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の11ページをお開きください。

議案第2号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権12件を定めたいので、承認を

求めるものです。

資料の 12 ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 7 年 2 月 28 日から令和 12 年 2 月 27 日までの 5 年間で 5 件、令和 7 年 2 月 28 日から令和 17 年 2 月 27 日までの 10 年間で 7 件です。

資料は 13 ページ、内訳書です。整理番号 4 番から 7 番を除く 8 件についてご説明いたします。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、J・88 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 11 筆、地目はすべて畑、面積は 12 筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は 17 ページから添付しております。

整理番号 2 番、南種子町〇〇××番地、L・65 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、地目はすべて畑、面積は 2 筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は 22 ページに添付しております。

整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、M・89 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、N・72 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は 23 ページに添付しております。

資料は 15 ページをお開きください。続いて整理番号 8 番から説明します。

整理番号 8 番、南種子町〇〇××番地、O・74 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、P・67 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡のうち●●㎡で W C S を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 5 年の新規設定です。図面は 32 ページに添付しております。

整理番号 9 番、南種子町〇〇××番地、Q・84 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、R・33 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 4 筆、地目はすべて田、面積は 5 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 10 年の新規設定です。図面は 33 ページから添付しております。

資料 16 ページをお開きください。

整理番号 10 番、南種子町〇〇××番地、S・73 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・45 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料

は 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は 35 ページに添付しております。

整理番号 11 番、南種子町〇〇××番地、T・81 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、U が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 4 筆、地目はすべて田、面積は 5 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は 5 年の新規設定です。図面は 36 ページに添付しております。

整理番号 12 番、福岡県大野城市〇〇番××号、V・62 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、U が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 5 筆、地目はすべて田、面積は 6 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年 10 アール当り〇〇円で口座振込、期間は 5 年の新規設定です。図面は 37 ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第 2 号整理番号 4 番、5 番、6 番、7 番以外について、質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号整理番号 4 番、5 番、6 番、7 番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 2 号整理番号 4 番、5 番、6 番、7 番以外については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：W、譲受人：X ほか 4 件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局 資料 39 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転が 5 件です。資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、川崎市〇〇区〇〇番××号 W。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 X です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、41 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は46ページから添付しています。
整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Y。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Zです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は田、地積は●●m²です。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、42ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は51ページから添付しています。
整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 a。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 bです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて田、地積は2筆合計●●m²です。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、43ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は55ページから添付しています。
整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 c。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 dです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m²です。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、44ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は59ページから添付しています。
資料40ページをお開きください。
整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 e。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 fです。
土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m²です。
所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。
この件につきましては、45ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は64ページから添付しています。
以上5件につきましては、12月10日の現地調査により耕作等について確認しております。
以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番・5番、6番委員。

6 番委員 整理番号 1 番。WさんとXさんは親戚関係という訳ではなく、親の代からこの土地を耕作しています。米などを納めていました。この度所有権移転することになりましたが、問題はないものと思います。

整理番号 5 番。eさんからfさん、この件は以前 5 条申請がありまして、それに付随した申請でございます。

議 長 整理番号 2 番・3 番・4 番の担当農業委員は、私 12 番ですが、現地調査に出席できず、二農地利用最適化推進委員にお願いしておりましたが本日欠席ですので、私の方から 12 月 10 日以前に現地確認及び本人と対面したやり取りの内容を説明いたします。

12 番委員 整理番号 2 番のYさんからZさんへの所有権移転ですが、この田んぼについては、親の代で交換済みでございます。耕作もずっとZさんがしており、今回名義変更するそうです。現地も耕作されていますので問題はないものと思います。

整理番号 3 番の a さんから b さんへの所有権移転ですが、a さんは〇〇集落の g さんの娘でございます。g さんの旦那さんが亡くなった時に、g さんに名義を変えずに娘さんに変えていたということです。

畑は、ずっと b さんの方で耕作していました。a さんの方からこの農地を買ってくれないかと話があり、今回買うということです。現地はカボチャが耕作されていましたので問題はないものと思います。

整理番号 4 番の c さんから d さんの件ですが、親子関係になります。先月、〇〇の畑が案件に出たと思いますが、その中に今回の●●mがもう 1 箇所残っていたということで、名義整理することになりました。現地は耕作されていますので、問題はないものと思います。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題にします。

本日は担当の総合農政課 〇〇農業政策推進担当補佐が欠席ですので、事務局から議案第 4 号の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第 4 号について、ご説明をいたします。資料 70 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料につきましては、37 ページ以降をご覧ください。今回の

変更は、農用地区域からの除外の1件であります。申請者は、南種子町で、変更しようとする土地は、〇〇字▽▽××番であります。

除外面積は、〇〇・〇〇アールであり、変更後の用途は、公共施設（駐車場）であります。

詳細につきましては添付の資料をお目通し願います。以上で説明を終わります。よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議 長 事務局の方より詳細な説明がありますので、これから懇談に入ります。

議 長 懇談を解いてよろしいですか。

懇談を解きます。

議 長 議案第4号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第17回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。